

令和7年第10回大野町農業委員会議事録

令和7年10月6日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第10回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議第27号 農地法第3条の規定による許可について
議第28号 農地法第4条の規定による許可について
議第29号 農地法第5条の規定による許可について
議第30号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席農業委員（11名）

- 1番 末守 吾郎 委員 2番 馬淵 徳次 委員 3番 内田 博人 委員
5番 河本 茂樹 委員 6番 見屋井 美栄子 委員 7番 河野 正和 委員
8番 目加田 菊次 委員 9番 林 和朗 委員 10番 山村 隆昌 委員
12番 加納 賢 委員 15番 飯沼 良一 委員

欠席農業委員（2名）

- 11番 野村 茂雄 委員 13番 清水 誠 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- 岡田 松榮 委員 渡邊 靖 委員 久保田 静真 委員
内藤 昭宏 委員 河田 幸則 委員 小森 富雄 委員 田代 定 委員
所 勝重 委員 宮嶋 博幸 委員 野津 正明 委員

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

- 林 竜彦 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 國枝 広典 係長 若原 宏晃 係 内藤 智仁

(令和7年10月6日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を1番の末守吾郎委員、15番の飯沼良一委員にお願いしたいと思います。それでは報第16号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第16号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で201㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。10筆で6,623㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で1,286㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で2,584㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で6,872㎡でございます。

6番の案件につきましては、共有持分を放棄されたものであります。1筆で45㎡でございます。補足いたします。本件共有持分の放棄は、後ほどご説明する議第27号3番にかかる譲渡のため

の共有持分の放棄となります。

報第16号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第16号は終了させていただきます。続きまして報第17号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第17号の議案説明〕

○事務局

農地の賃貸借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番・2番の案件につきましては、所有者と耕作者との間で、岐阜県農畜産公社の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和7年9月19日付けで合意解約されたということで通知されました。

補足いたします。本件合意解約は、後ほどご説明する議第27号3番にかかる譲渡のための合意解約となります。

報第17号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第17号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第27号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第27号の議案説明〕

○事務局

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、貸借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より新規取得のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は148㎡となります。担当推進委員は河田委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は16,357㎡となります。

担当推進委員は田代委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より新規取得のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は3,120㎡となります。

補足いたします。本件申請は、先にご説明いたしました報第16号6番および報第17号に関連する案件となっております。

担当推進委員は田代委員でございます。

議第27号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号1番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号2番と3番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

ます。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第27号1番から3番のの案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

1番と3番、特に3番について、譲受人は新規でこの面積を本当に経営できるのか。

○事務局

1番については、本件農地はすでに譲受人が管理しており、本件申請によって所有権を得るに過ぎないため、問題なく経営できる旨を確認しております。また3番については、届出によってトラクターおよび軽トラック等の所有を確認しており、本件農地の面積であっても経営が可能であると判断いたしました。

○議長（目加田菊次会長）

他にご質問はございませんか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第27号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第28号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第28号の議案説明〕

○事務局

農地法第4条の規定により、自己所有農地を農地以外のものに転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっています。

1番でございます。申請者が農地を一般個人住宅として利用するために申請されました。ただし、すでに申請農地は一般個人住宅の車庫として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は林委員でございますが、本日欠席のため、こちらの案件については問題ないと伺っております。

議第28号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第28号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第28号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

続きまして議第29号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第29号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するため申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建物付き分譲住宅を建築するため申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

1番2番ともに林委員の担当となっておりますが、本日欠席のため、こちらの案件については問題ないと伺っております。

議第29号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第29号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

続きまして議第30号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第30号の議案説明〕

○事務局

今年度に入り、農業委員会に係る逮捕や起訴等の不祥事が相次いで発生しております。こうした

全国の情勢を鑑み、一般社団法人岐阜県農業会議より、農業委員会総会等において、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、同種の事案が発生しないよう、法令遵守の申し合わせや研修を行うよう依頼されております。

〔事務局 議第30号の詳細説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第30号につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第30号について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については11月6日9時30分より行います。よろしく申し上げます。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第10回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 末守 吾郎



委員 飯沼 良一

